

業務用米等の多収栽培実証事業の募集について

令和3年4月30日
宮城県農政部みやぎ米推進課

県では、需要に応じた生産量を確保するため、業務用米等（新市場開拓用米を含む）を対象に反収アップの取組（多収栽培実証）を行うことで、農家収入の向上と業務用米等の作付面積拡大を目指す実証モデルとなる農業者団体等を募集します。

※業務用米等：ここでは下段の「業務用米」と「新市場開拓用米」を「業務用米等」という。

- ・業務用米：事業実施主体において、「ひとめぼれ」より概ね1割程度多収が見込まれ、契約出荷され、地域で推奨されている品種。
- ・新市場開拓用米：飼料用米、米粉用を除く、国内外の米の新市場の開拓を図ると判断される用途に供される米穀。なお、新規需要米は農林水産省生産局が定める「需要に応じた米生産・販売の推進に関する要領」に準じる。

1 事業対象者 農業協同組合，農地所有適格法人，農業者を含む協議会等の団体，市町村

2 事業要件等

- (1) 業務用米等の多収栽培のモデルとなる取組であること。
- (2) 業務用米等の生産販売の拡大が見込まれ、農家所得の向上が期待される取組であること。
- (3) 事業実施期間内に一定の事業成果が見込まれること。
- (4) 令和3年12月24日（金）までに事業を完了すること

3 事業内容等

事業に取り組む場合は、以下の事業をすべて実施すること。

事業区分	補助対象事業の内容
業務用米等の多収栽培の実証	<ul style="list-style-type: none">・対象品種は事業実施主体において「ひとめぼれ」より概ね1割程度多収が見込まれ、推奨している品種を選定。※新市場開拓用米について品種は問わない。・追肥体系に関する技術を実証。・収量等を調査し、多収のための条件等の検討を部会等で行う。

4 募集期間 令和3年4月30日(金)から6月4日(金)

5 補助対象経費

種子購入に係る経費、多収に係る経費の一部を定額で補助

ただし、基肥肥料（一発施肥用・育苗箱全量施肥用を含む）は対象外。
※なお、往來の一発施肥肥料から切り換えて、幼穂形成期以降にも施肥効果が認められる場合は可とする。
出荷先が特定でき契約出荷されていること。多収栽培実施面積は20ha以上。

6 事業実施期間 補助金交付決定の日から令和3年12月24日（金）まで

7 定額補助 3,000円/10a (上限1,200千円, 下限600千円)

8 採択予定件数 6件

9 応募の流れ

- ①事業実施計画書(別記様式第1号-別紙1)の提出
- ②事業ヒアリング
必要に応じて、応募事業者と県において、事業ヒアリングを行います。
- ③採択
県で事業実施計画書を審査し、採択事業者を決定
※採択予定件数を超える応募があった場合は、事業実施計画の審査会を実施します。審査会では、事業計画の内容、目標設定等について審査を行い、採択事業者を決定します。

10 応募に必要な書類 事業実施計画書(別記様式第1号-別紙1)

11 問い合わせ先 宮城県農政部みやぎ米推進課生産販売班 担当:阿部, 平
電話:022-211-2841 ファクシミリ:022-211-2849